

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

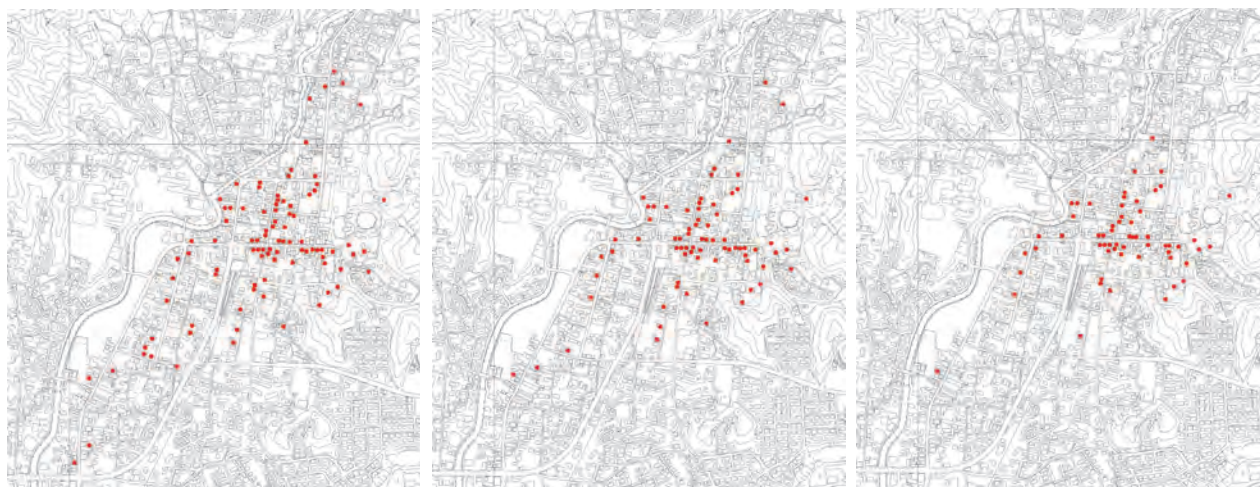
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第1期計画に基づき、特別史跡水城跡や特別史跡大野城跡の保存修理、観世音寺金堂や戒壇院山門等の保存修理事業をはじめ、歴史的風致形成建造物保存修理事業などの修理の助成や、現代建築物などのまち並み修景助成、散策路整備や門前町の道路の美装化、荒れていた文化遺産の広場整備、老朽化したサイン整備など、歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。その結果、歴史的建造物の保全、文化遺産の顕在化及び周辺環境の改善が進み、まちの魅力向上、来訪者の回遊が広がりつつある。

しかし、本市には歴史的風致を形成している要素が数多くあり、いまだに着手できていない課題も多く残されている。また、今なお来訪者の太宰府天満宮周辺への一局集中は解消されたとは言えず、より一層の回遊性を高めていく必要がある。また、文化遺産やまちづくりに対する住民と支援団体との関わり方については、太宰府市民遺産という枠組みを設けたものの、まだ十分に機能しているとは言えない。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する課題

本市は、第1期計画に基づき、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し保存修理を行い、太宰府天満宮門前町の現代建築物では修景事業を行った。また、小鳥居小路^{ことりいしょうじ}などでは道路の修景事業を行い、小鳥居小路の道路端を流れる幸ノ元溝尻水路^{さやのもともぞしり}は、取水施設を整備し、一部水路を開渠し顕在化させた。その結果、門前町の魅力が向上し、参道に集中していた来訪者が小鳥居小路など周辺一帯を回遊するようになってきた。そして、計画以前は毎年3件滅失していた門前所在の歴史的建造物が、第1期計画に基づく保存修理の支援により、滅失率は毎年1件と緩やかになり、レストランやホテルとしての活用が進ん



平成14年(2002) 93棟

平成21年(2009) 72棟

令和4年(2022) 59棟

太宰府天満宮門前の歴史的建造物の保存状況

だ。しかし、以下の課題が顕在化してきた。

- 歴史的建造物は、滅失のスピードが緩やかになってきているが、滅失そのものは止められていない。また、歴史的風致形成建造物に指定し修理した後も、維持管理費用や所有者の体力的な面も含めた多大な負担の解消には至っておらず、常に滅失の危機と隣り合わせの状況は変わっていない。
- 大宰府関連史跡や宝満山などの文化遺産群は、史跡指定などの保護策・保存活用や整備計画作成が進められている。しかし、本市では8つの史跡を抱えるゆえに、昭和40年代から平成初期に整備された史跡地の劣化が進んでいるにもかかわらず、ほとんどの史跡は再整備するまで至っておらず、計画による整備が実施されているのは水城跡のみである。

(2) 歴史的風致の周辺環境に関する課題

本市は、第1期計画に基づき、歴史の散歩道や「さいふまいり」の名所のサイン整備、解説広場や駐車場の整備、名所をつなぐ散策路整備、門前町の道路の美装化を実施した。また、「さいふまいり」の自然の風景地である四王寺山では、樹木の繁茂により悪化の一途をたどっていた里山の環境整備などの事業に取り組んできたが、以下のような課題が顕在化した。

- 「さいふまいり」の名所地でもある大宰府跡や水城跡、それら名所の借景的存在の四王寺山の森は、自治体や市民による維持管理が実施されているが、広大な面積ゆえに未着手の箇所が多い。さらに竹林の拡大と獣害などにより里山景観が著しく損なわれている。
- 四王寺山麓一帯では、公有化されたものの整備が進んでいない史跡地や後継者不足による耕作放棄地が増加するなど、景観の悪化につながっている。
- 名所・旧跡を繋ぐ歴史の散歩道には、散策路途中にある筑前国分尼寺跡や御笠^{みかさだんいん}団印出土地など顕在化していない旧跡が存在する。また、散策路の路面等の劣化が目立ち、散策したくなるような魅力的な散策路になっていない。
- 歴史の散歩道の起点となっている水城跡には、景観を阻害している電柱や電線がある。また、御笠川や鉄道による散策路の分断など解決すべき課題が多く残されている。
- 大宰府関連史跡等では、施設並びにサインの老朽化が目立つと共にユニバーサルデザイン化が進ん



四王寺山の荒れた竹林



歴史の散歩道と未整備の御笠団印出土地（左側）



大宰府跡の老朽化した木製解説板

でならず、散策者の利便に支障をきたしている。

○さいふまいの参詣道や自然の風景地であった御笠川や鷺田川などでは、ガードレールなどの付帯施設の傷みが目立ってきており、景観への影響がみられる。



老朽化した日田街道のガードレール

○太宰府天満宮門前町では、歴史的建造物と共に現代意匠の建造物が多くある。また、住宅が解体された後の敷地が駐車場に転用されることも多く、まち並みの連続性が失われ、歴史的風致が損なわれている。



駐車場が並ぶ連歌屋通り

○門前町の中心的存在である参道は、整備から30年以上が経過し、路面などの劣化が目立ち始めている。また、当時整備された街路樹が歴史的建造物のまち並み景観を阻害し、歴史的風致に悪影響を与えている。

○太宰府天満宮参道に直交する小鳥居小路^{ことりいしょうじ}では、水路を一部開渠し、道路の修景と共に良好な景観の演出を試みた。しかし、水路とまち並みの魅力を引き出すことができていない。



天満宮参道のまち並みを遮る街路樹

○さいふまいの名所地でもあり、特別史跡となっている大宰府跡には、遺構覆屋の機能を持つ大宰府展示館はあるが、大宰府史跡を紹介するガイダンス施設が整備されていない。

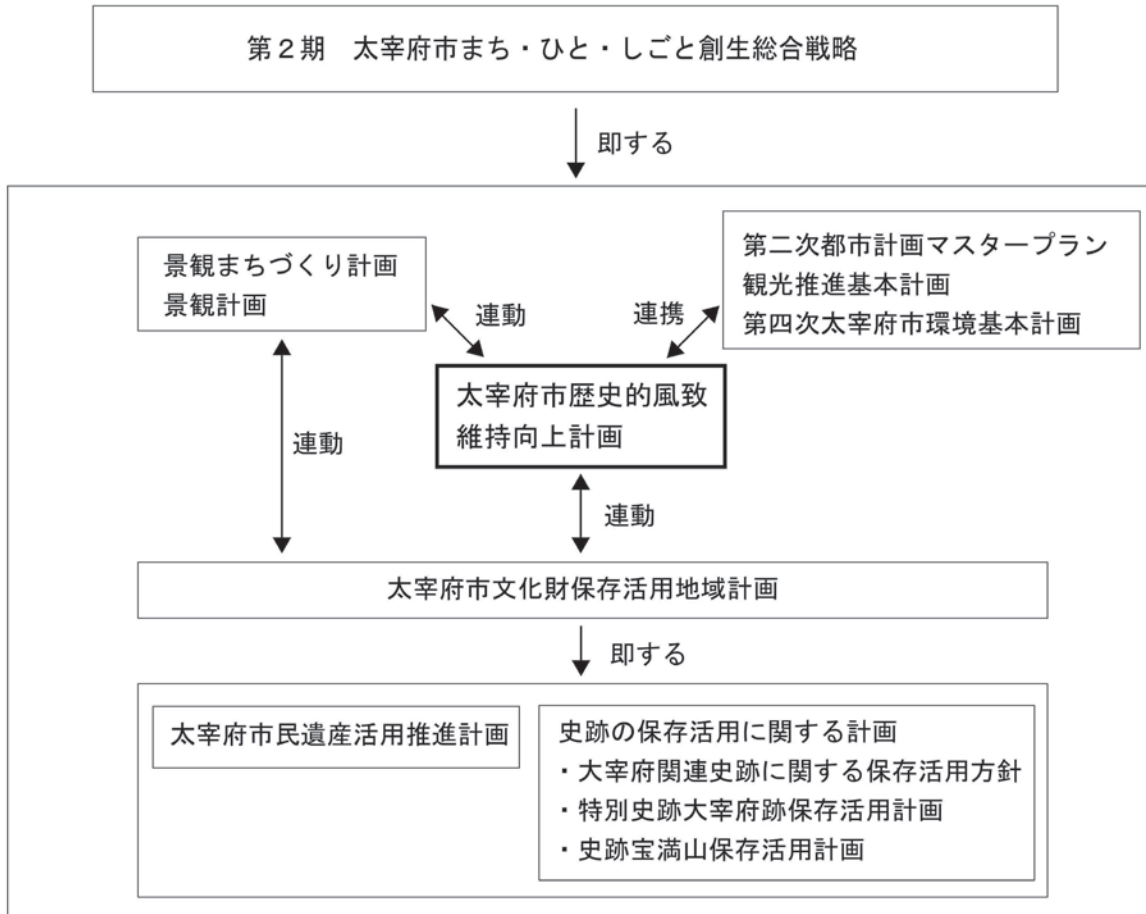
(3) 文化遺産の継承と普及啓発活動に関する課題

本市は、第1期計画に基づき、地域の祭りや慣習などの無形民俗文化財の記録作成、伝統文化普及啓発事業、市民遺産育成支援事業を実施した。また、それらを担うボランティアなどの育成のため発見塾事業や文化財コーディネーター養成事業を実施したが、以下のような課題が顕在化した。

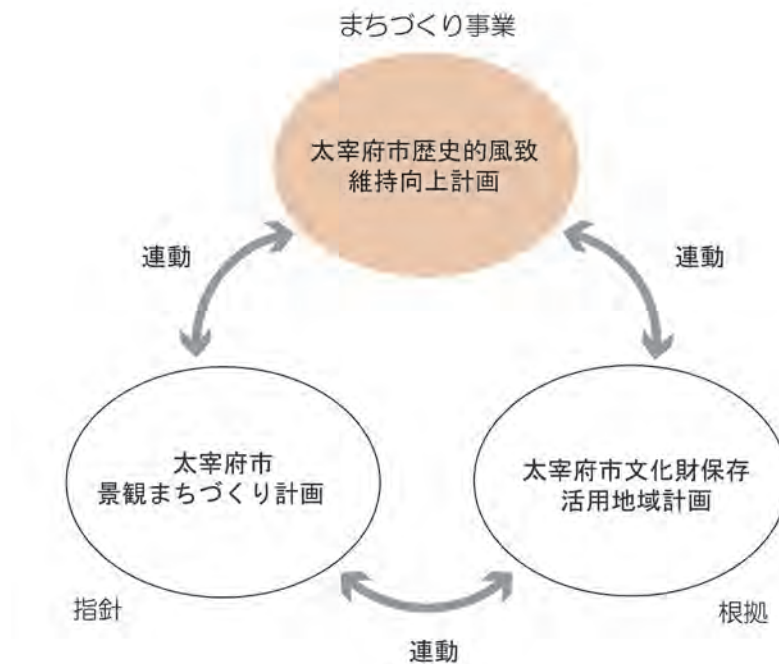
○伝統文化普及事業は、伝統文化へ参画するほどの効果はみられなかった。発見塾事業や文化財コーディネーター養成事業でも、一部で自立した活動が芽生えてきたが、参加者の多くが学習の場から自立できていない。市民遺産についても提案の増加にはつながっておらず、市民自ら文化遺産を守り継承するという意識改革までには至っていない。

○氏子会や地域の組織で担っていた伝統行事は、時代や生活様式の変化によって、支える地域コミュニティの脆弱化がみられる。

2 既存計画との関連性



既存計画との関連性



3つの計画による景観・歴史まちづくりの推進イメージ

(1) 第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年（2020）度）

本市の最上位の計画である。計画の期間は、令和2年（2020）度から令和6年（2025）度までの5年間である。「歴史と文化とみどりのまち」「学問のまち」「福岡都市圏のベッドタウン」「交通の要衝」を本市の4つの特徴として捉え、課題解決の方向性として4つの構想を打ち出している。その一つ「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」は、交流人口、関係人口の拡大による経済効果上昇や交通手段の充実を目指し、主な取組みの1つに「史跡指定100年とこれからの保存・活用」を掲げ、「大宰府関連史跡保存活用計画の策定と改訂、整備・再整備の推進」を位置付けている。

太宰府市の特徴を踏まえた方向性



※1 太宰府まちづくり市民意識調査（H30）

自治会活動への参加派（積極的に参加orどちらかといえば参加）28.1%、ボランティア活動への参加派（積極的に参加orどちらかといえば参加）15.5%

※2 財政力指数（H30決算）0.68 類似団体は0.73

太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系

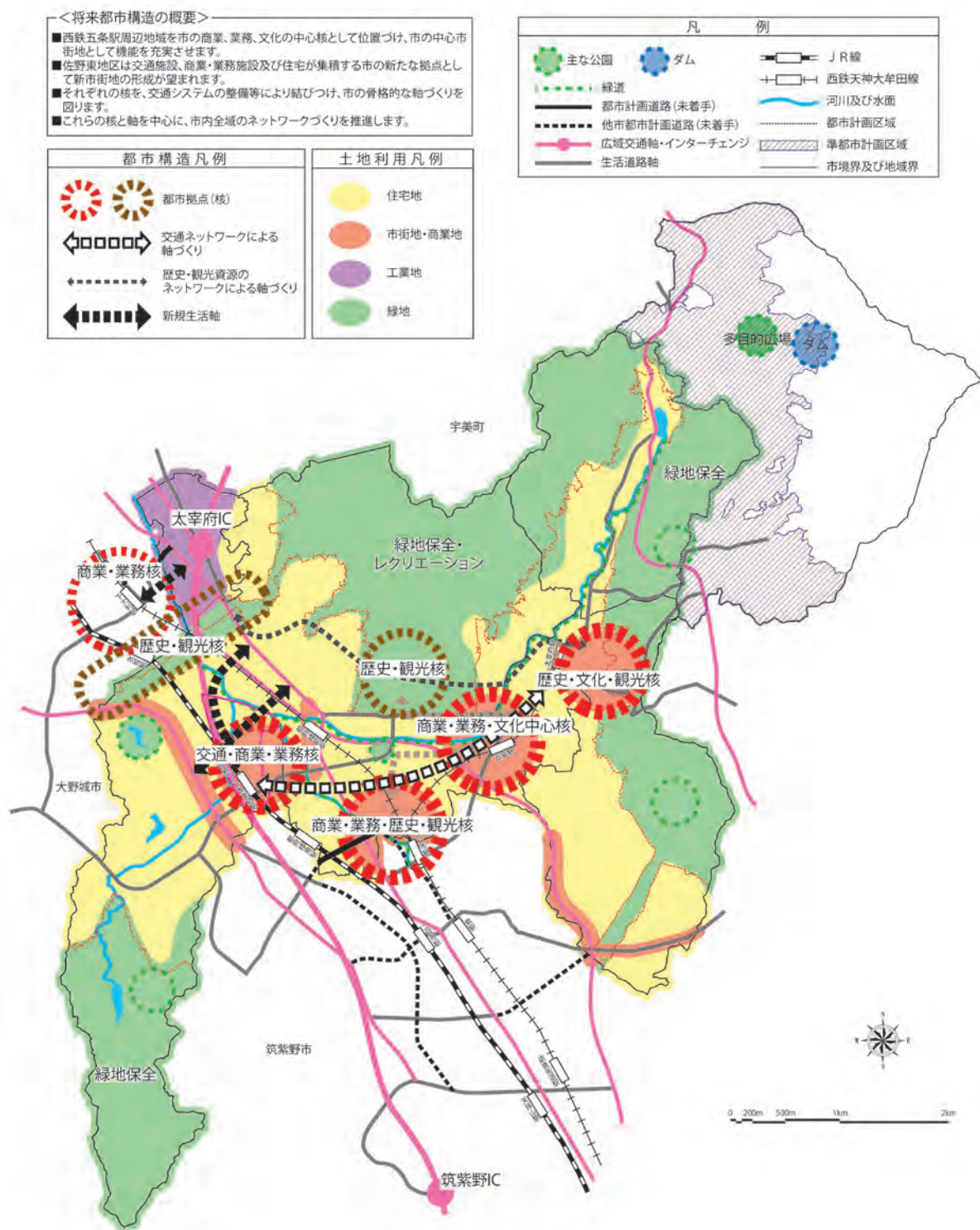
太宰府市の特徴、国の総合戦略を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定します。



基本目標

(2) 第二次太宰府市都市計画マスタープラン（平成 29 年（2017）度）

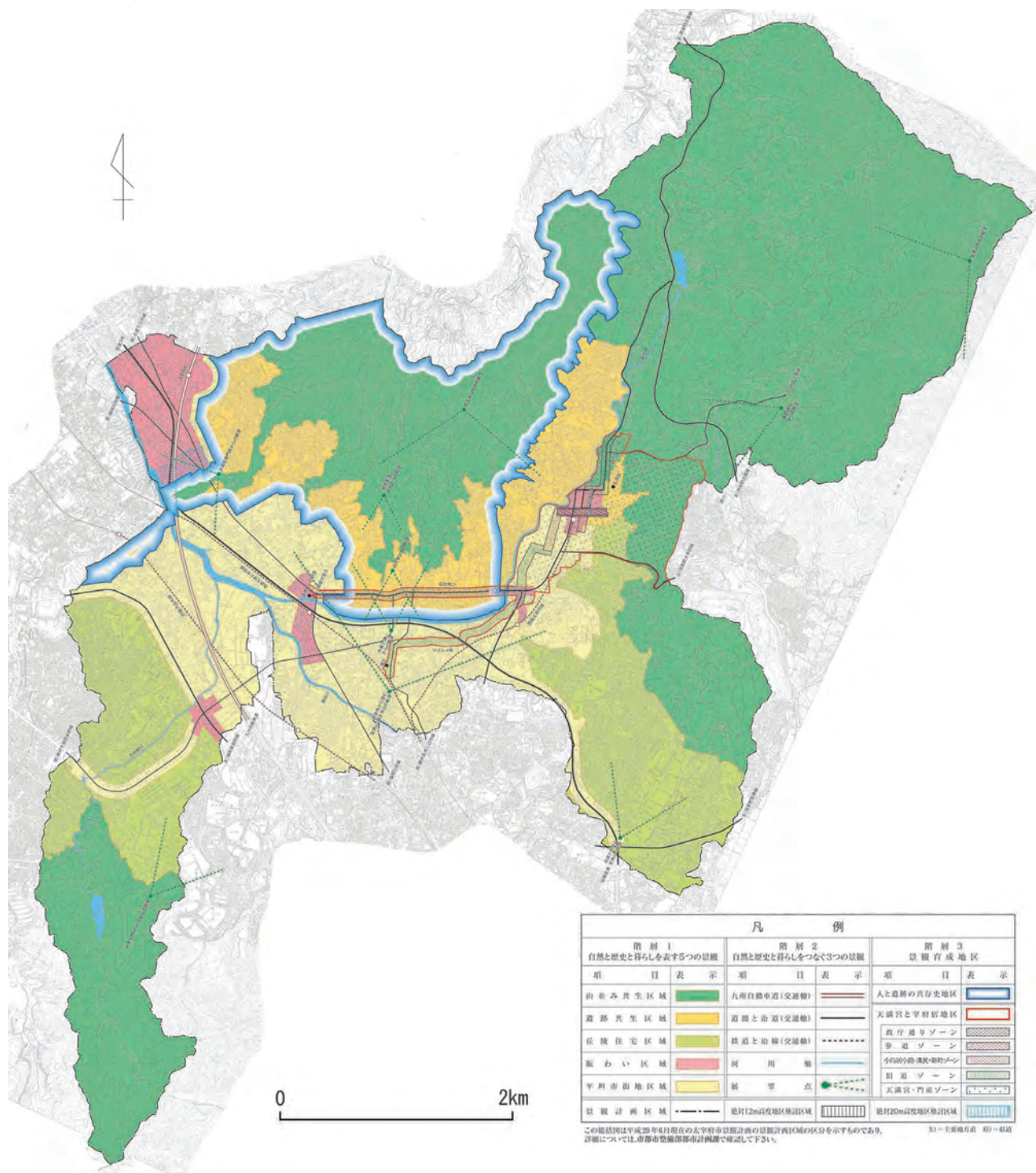
平成 29 年（2017）度を初年度とした 20 年間の計画とし、計画の目標年次は令和 18 年（2036）度である。基本的に 10 年目を目途に見直しを行うとしている。将来都市像に都市づくりの理念「豊かなみどりと歴史に囲まれた明るく住みよいまちづくり」と都市づくりの目標の 1 つに「歴史・文化遺産を生かした活力のある都市づくり」を掲げている。



将来都市構造図

(3) 太宰府市景観まちづくり計画・太宰府市景観計画（平成22年（2010）度）

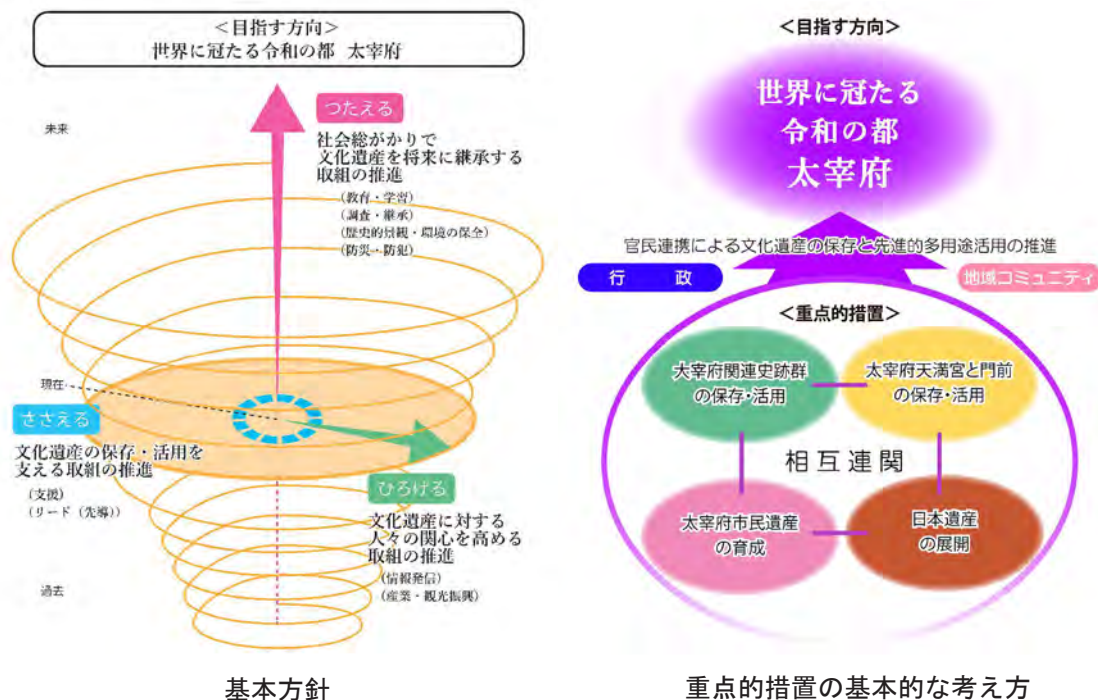
本市は、良好な景観形成のため理念計画である『太宰府市景観まちづくり計画』を作成し、その実践計画として景観法（平成16年法律第110号）に基づく法定計画である『太宰府市景観計画』を策定した。その後、運用上の修正や屋外広告物等の取組み、下屋庇等の参道景観の保全の取組みを行うための計画変更を行った。計画は、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などにより改訂が必要となった場合に、時期によらず見直しを行うとしている。



景観計画総括図

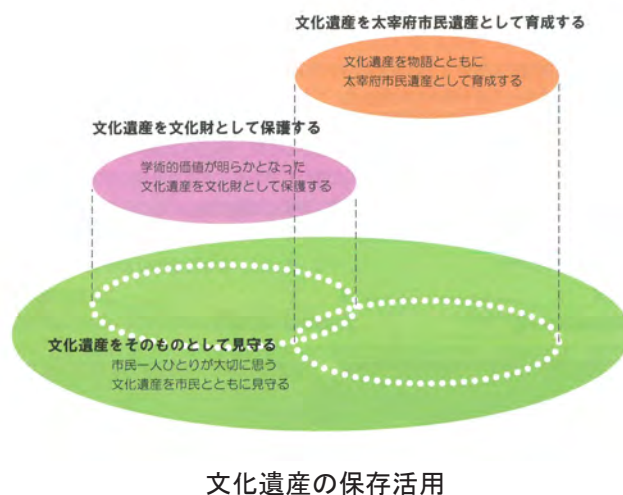
(4) 太宰府市文化財保存活用地域計画（令和4年（2022）度）

文化財保護法第183条の3に基づき、太宰府市の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として策定した計画で、「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」のもと、教育・学習、調査・継承、歴史的景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、観光・産業、その他の分野との連携を図り、住まう人も訪れる人もともに誇りを抱き、慶びを分かち合える“世界に冠たる令和の都太宰府”の実現への昇華に向け、官民連携による文化遺産の保存と先進的多用途活用の推進を図ることを目的としている。



(5) 太宰府市民遺産活用推進計画（平成23年（2011）度）

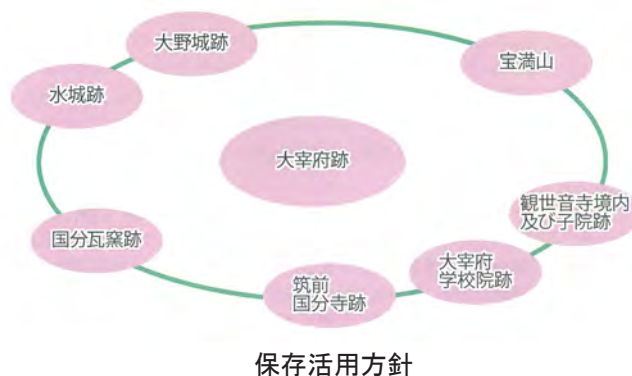
『太宰府市民遺産活用推進計画』は、平成17年（2005）に策定した『太宰府市文化財保存活用計画』とあわせて、太宰府市歴史文化基本構想として位置づけていた計画で、平成23年（2011）度に策定した。市民が誇りをもって暮らし続けたいと思える太宰府の実現を目指すものであり、その実現に向けた理念や方向性を示す役割を担っている。また、概ね10年間を想定した文化遺産の保存・活用に関する推進プログラムを設定している。本市は、この計画策定と併せ、『太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例』を制定し、太宰府市民遺産認定の仕組みを整えた。



(6) 大宰府関連史跡に関する保存活用方針（平成 27 年（2015）度）

大宰府跡、水城跡、大野城跡、観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大宰府学校院跡、宝満山の 8 つの史跡を俯瞰的に捉え、一体的に保存活用していくことを目的としたものである。保存活用計画の一部に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』を見直し、平成 27 年（2016）度に策定した。段階的に 8 つの史跡それぞれの保存活用計画を策定し、その推進を図ることとし、各保存活用計画の上位に位置する役割を持っている。

また、「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間～生活と共生する 8 つの史跡～」を基本理念とし、保存、活用、整備及び管理・運営の各方針を定めている。



保存活用方針

(7) 特別史跡大宰府跡保存活用計画（平成 28 年（2016）度）

大宰府関連史跡の中核である特別史跡大宰府跡において、史跡の保存を第一にしながら、古代大宰府が感じられる心地よい空間を創出することを目的とする計画である。保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営それぞれの項目で、現状の課題を把握し、それらを解決していくための方針を作り、未来へ向けての本史跡の持続的な保存活用を目指すものである。また、適切な保存管理を行うため大宰府跡を 4 つに区分し、各ゾーンの現状変更行為の取扱基準を定めている。



目指す方向イメージ

(8) 史跡宝満山保存活用計画（令和2年（2020）度）

史跡宝満山は太宰府市と筑紫野市の両市にまたがる史跡のため、令和2年（2020）11月に両市共同で計画策定した。「山岳信仰と自然の山、史跡宝満山が感じられる心地よい空間の維持向上」を基本理念とし、保存管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制の整備の5つを連動させて、今後、史跡の保存活用を進めていくこととしている。

山岳信仰と自然の山、史跡宝満山が感じられる心地よい空間の維持向上



宝満山の保存活用の基本理念

(9) 太宰府市観光推進基本計画（平成 31 年（2019）度）

本計画は、「住む人も訪れる人も共に喜びをわかちあえるまちづくりを目指し、今後の太宰府市の観光振興についての基本的な考え方、目標を示し、またその具体的な施策を示す」という方針のもと策定した。その後、改元に伴い、令和発祥の都として注目されるようになったことや、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて観光客が激減したことなど、社会情勢

【太宰府市 観光推進基本計画の将来像】

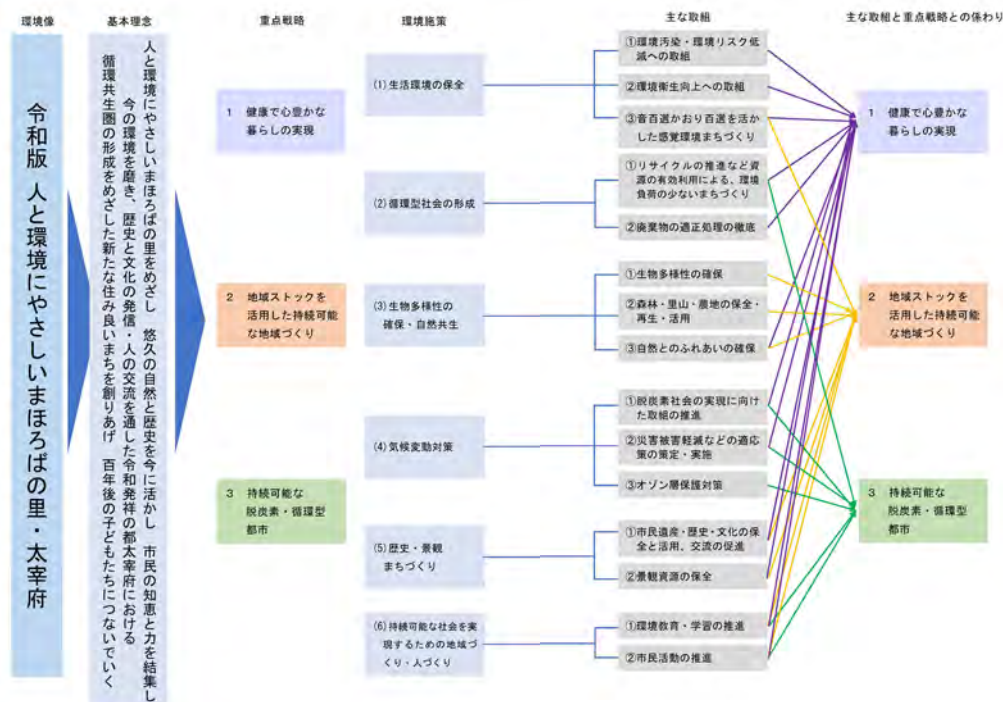


観光推進基本計画の将来像

や環境の変化、新しい観光の潮流やニーズを受けて、「大太宰府」的な観点から、令和3年（2021）4月に追加変更を行った。具体的な事業計画には「大太宰府観光」「令和・梅花のご縁」観光プロジェクトや「温故知新の旅」など、太宰府でしか体験ができない歴史・文化・自然を感じられる観光プログラムを位置付けている。

(10) 第四次太宰府市環境基本計画（令和3年（2021）度）

令和3年（2021）度に環境まちづくりの取り組みを図るため、本市の各種取り組みを環境保全の観点から整理し、総合的な取り組みを図るために策定した。重点戦略として、「健康で心豊かな暮らしの実現」「地域ストックを活用した持続可能な地域づくり」「持続可能な脱炭素・循環型都市」を掲げている。



施策体系

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

- 歴史的風致を構成している建造物のうち、既に文化財の指定などがなされているものについては、引き続き文化財保護法、福岡県文化財保護条例、太宰府市文化財保護条例に基づき適切な保護措置を講じる。さらに県・市指定の文化財については、歴史的風致形成建造物に指定し、文化財部局と連携しながら、さらなる支援を行う。歴史的風致を構成している未指定の建造物については、歴史的風致上の位置付けを所有者に対し周知を図る。そして、建造物の価値を明確にするため、必要な調査を実施し、指定にふさわしいものについては、歴史的風致形成建造物に指定し、滅失の防止や保存修理などに対する支援策を講じ、必要に応じて文化財指定などを行い確実な保護措置を講じることとする。また、維持管理についても所有者負担が軽減されるような持続可能な保護策を検討する。
- 大宰府関連史跡や宝満山については、計画的に保存・整備・管理計画を策定し、活用に結び付けていく。また、文化財部局を中心に関係各課で連携しながら、史跡整備や周辺の環境整備を推進していく。

(2) 歴史的風致の周辺環境に関する方針

- 「さいふまいり」の名所地でもある大宰府跡や水城跡、風景地である四王寺山は、市民活動を維持しつつ、樹木の適切な管理伐採を実施し、獣害防止策について検討する。
- 四王寺山麓一帯の史跡地内の公有地や耕作放棄地の景観改善のため、コストのかかるだけの維持保存型から官民一体となった価値を生み出す活用型へ転換を図る。
- 顕在化されていない名所地は、環境整備や修景を検討する。また、名所地を繋ぐ参詣道や歴史の散歩道は、一般住宅街と変わらない道路環境を改善し、散策したくなるような魅力的な散策路を目指す。
- 水城跡では、東門跡一帯の景観を阻害している電柱・電線の景観修景や、河川等により分断されている東西の回遊性を向上させる環境整備を検討する。
- 大宰府関連史跡では、老朽化した施設やサインの改修を実施し、近年の来訪者の増加に併せた多言語化やバリアフリーなどのユニバーサルデザインを進める。
- さいふまいりの参詣道や自然の風景地であった御笠川や鷺田川などでは、景観に配慮した環境整備を図る。
- 太宰府天満宮門前町では、まち並みの連続性を保持するため、建造物や駐車場などの修景の助成事業を推進する。
- 太宰府天満宮参道では、老朽化した路面の整備や変圧器等の整理に取り組む。また、江戸時代の建造物が残る大町地区については、その景観を活かす環境整備を検討する。
- 参道を南北に横切る小鳥居小路ことりいしょうじや溝尻道路の魅力向上を図るため、水路やまち並み

を活かした環境整備を検討する。

○特別史跡大宰府跡を紹介するガイダンス施設等の整備を推進する。

(3) 文化遺産の継承と普及啓発活動に関する方針

○文化遺産を市民が自ら守り育てる考えを養うため、市民遺産の取り組みを推進し、景観・市民遺産会議の活動の支援を継続する。また、地域の文化遺産の調査・普及を積極的に実施し、身近に存在する文化遺産への関心を高める。

○地域の伝統行事の実態調査を実施し、地域コミュニティの変化を見定めながら伝統文化の保存継承の手法について検討する。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史まちづくり法第11条に基づく太宰府市歴史的風致維持向上協議会を中心として、計画推進に係る事項や計画変更の協議などを行う。本計画の推進体制の事務局を都市整備部都市計画課並びに教育委員会文化財課が担い、事務局は事業担当課や文化財の所有者・管理者との連絡調整を行い、事業の実施や歴史的風致形成建造物の指定などにおいて本計画の円滑な推進に努めるものとする。

また必要に応じて、太宰府市景観・市民遺産会議及び市の審議機関である太宰府市文化財専門委員会などに対し、計画の実施状況を報告し意見を求めるものとする。

